

介護給付費適正化に向けた練馬区の取組について

平成 19 年 6 月 29 日に厚生労働省において、「介護給付適正化担当者会議」が開催され、「介護給付適正化計画」が論議されていたところであるが、同日付けの「介護給付適正化計画」に関する指針が、7 月 30 日に東京都の依頼文とともに送付されてきた。

この中で、介護給付適正化の基本が述べられ、区市町村として、「要介護認定の適正化」、「ケアマネジメント等の適正化」、及び「事業者サービス提供体制及び介護報酬請求の適正化」などの介護給付適正化事業を確実に実施できるように、平成 20 年度予算・組織編成に特段の配慮を求められたところである。

そこで、下記事項について既に実施している事業等も含めて、当区としては、次のとおり取組んでいくこととする。

1 要介護認定の適正化

ア. 新規の要介護認定の直営化（認定調査係）

新規の要介護認定に係る調査の直営化について、経過措置期間の終了に備えた計画的な取組を図る。

新規の要介護認定に係る調査は、既に平成 18 年 4 月から直営で実施している。

イ. 委託している認定調査の市町村職員によるチェック・点検（認定審査会主査）

民間事業者に委託している認定調査（経過措置期間における新規の認定調査及び変更・更新認定調査）の結果に対して市町村職員による点検を実施する。

民間事業者に委託している認定調査（経過措置期間における新規の認定調査及び変更・更新認定調査）の結果に対しては、認定に際して区職員による点検を行なっている。

ウ. 格差是正に向けた取組（認定審査会主査）

一次判定から二次判定の軽重度変更率の地域格差・合議体格差を把握し分析するなど、格差是正に向けた取組を行なう。

二次判定における軽重度変更率の地域格差・合議体格差を把握し分析するなど、格差是正に向けた取組を行なっている。とりわけ、新予防給付対象者選定の適正化とともに、主治医意見書の適正化を図っている。合わせて、主治医に対しては、認定審査会からの意見をフィードバックしていくシステムの構築をしていくこととする。

エ. その他（認定調査係）

変更・更新の認定調査についても適正化を図るため、市町村職員による調査、指定市町村事務受託法人への調査の委託等についての検討を行なう。

- ① 変更・更新の認定調査については適正化を図るため、現在、サービス計画作成事業者に認定調査業務を委託しているが、この業務委託の見直しをする。また、一定回数毎に、区職員が調査を行なうことに着手している。
- ② 公平公正な認定調査を実施するため、認定調査員研修を行なっている。
- ③ 認定調査内容が不適切と認められる事業所等が判明した場合は、区職員による直接調査を行なっていく。

2 ケアマネジメント等の適切化

ア. 適切なケアプランの推進（事業者係）

利用者の自立支援に資する適切なケアプランであるか等に着目したケアプランの点検を実施する。

平成18年10月より、区内の居宅介護支援事業者を対象にケアプランの点検を実施しており、①平成18年度は、居宅介護支援事業者（153事業者）から任意のケアプラン1件の提出を求め、点検・指導を実施。②平成19年度については、各事業所において、保険者が無作為にケアプランを抽出し、適切なケアプランであるか点検を実施している（実施計画約50事業者のところ、47事業者実施済み）。③なお、平成20年度も50事業者の点検を実施予定。

イ. 住宅改修の点検（練馬総合福祉事務所 高齢者給付係）

住宅改修の事前訪問調査や事後確認の推進を図る。

- ① 平成18年4月より、事前申請制の開始に伴い、「高齢者等の住環境整備に関わる相談等を目的に設立されたNPO」に全件の事前、事後の申請書類の確認を委託している。申請書類の確認は建築士が行っている。
- ② 見積書や理由書から判断が困難な事例については、事前訪問調査を行っている。利用者に資する内容となっているか、あるいは、現場の施工条件を勘案して不当な施工費が見積もられていないかなど適正化の観点から計画的に事前、事後の訪問を行うことを検討する。

ウ. 研修会等の開催（地域福祉課 高齢調整係）

ケアマネジャーに対する研修会、情報交換会等を計画的に開催する。

- ① 平成 19 年度は権利擁護を主体とした研修会を実施し、利用者の自立援助とケアマネジャーのスキルアップを図っていくこととし、今年度は 2 回の実施を計画。一回目は既に 11 月に実施、二回目は今月 28 日に実施予定である。
- ② 各地域包括支援センター（本所）と支所が連携し、定期的にケアマネジャーに対する個別指導・相談および支援困難事例等への指導・助言を実施していく。

3 事業所のサービス提供体制及び介護報酬の適正化

ア. 指導・監査（事業者係）

指導監査体制の充実を図るとともに、営利法人を対象とした重点的な指導監査の推進を図る。

平成 18 年 4 月に指導・監査担当の事業者係を設置し、同年度は地域密着型サービス事業者を中心に、31 事業者の現地指導を実施した。

さらに、平成 19 年度においては、地域密着型サービス事業者・居宅介護支援事業者・訪問介護事業者を中心に約 80 事業者の現地指導を計画し、110 事業者を現地指導済み。

なお、平成 20 年度は 100 事業者の現地指導を予定している。

イ. 苦情・通報情報の適切な把握及び分析（給付係・事業者係）

保険者又は国保連合会に寄せられた苦情・通報情報の適切な把握及び分析を行い、効率的な事業者指導を行なう。

適切な把握及び分析を行い、効率的な事業者指導を行なっている。

ウ. 不当請求あるいは誤請求の多い事業者への重点的な指導（給付係・事業者係）

国保連の審査において、返戻及び減額等の請求が多い事業者に対して、重点的な指導を実施する。

- ① 不当請求については、事業者の自発的な点検、あるいは、現地指導によって判明している。現地指導によって判明した分は、自主点検をさせたうえ、改善報告書の提出とともに、過誤申請をさせている。また、自主点検が不十分と判断した場合は、再度、現地指導に入り、より厳しい指導を行っている。
- ② 誤請求（過誤請求）については、日常的に発生しているが、基本的には単なる事務的な誤りであって、現在のところ不当請求につながるものは見あたらない。但し、区としては、必要に応じて技術的助言を行っている。

工. 介護給付費通知の送付及びそれにより受給者等から提供された情報の活用

(給付係・事業者係)

介護給付費通知により受給者等から寄せられた架空請求や過誤請求等の情報に基づき、都道府県と合同又は市町村自ら監査を実施する。

給付に関しては、平成 19 年度から給付費通知事業を実施する計画で、本年 1 月に実施済み。平成 20 年度以降は、年 2 回実施する予定である。受給者等から提供された情報については、前記イと同様の対応を行っていく。

また、区の監査体制については、東京都等と連携をとりながら、今後、整備をしていく予定である。

才. 国保連介護給付適正化システムの活用(給付係)

給付実績を活用した情報を活用し、医療情報との突合及び縦覧点検の結果に基づく過誤調整等を実施する。

① **医療情報との突合については、既に実施済みであり、不適正と思われるものについては、事業者に連絡して過誤申請を促している。**

② **縦覧点検の結果に基づく過誤調整については、既に実施済みである。**

4 制度の周知(給付係・管理係)

受給者が不正なサービスを受けないようにするために、受給者等に対して制度内容等の周知・広報を実施する。

受給者が、介護保険制度の給付に関して正しい知識を得られるように、特に問い合わせが多い訪問介護サービスなどの制度内容等を説明した「介護サービスの正しい利用法」を本年 2 月に発行したが、今後、さらに区報やホームページ等を活用して、積極的に広報活動を展開して周知していく。